

省令案

現行省令

（目的）

第一条 この省令は、放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号。以下「法」という。）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備及び基幹放送局設備に適用される中波放送に関する送信の標準方式に係る技術基準を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この省令において使用する用語は、法、電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）において使用する用語の例による。

（搬送波の変調）

第三条 搬送波の変調の型式は、モノホニック放送を行う場合にあっては振幅変調、ステレオホニック放送を行う場合にあっては一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うものとする。

2 搬送波を変調する信号は、モノホニック放送を行う場合にあっては音声信号とし、ステレオホニック放送を行う場合にあっては和信号（左側信号と右側信号の和の信号をいう。以下同じ。）、差信号（左側信号と右側信号の差の信号をいう。以下同じ。）及びパイロット信号（ステレオホニック放送の受信の補助のために

（目的）

第一条 この省令は、中波放送に関する送信の標準方式を定めることを目的とする。

【新規】

（搬送波の変調）

第二条 搬送波の変調の型式は、モノホニック放送を行う場合にあっては振幅変調、ステレオホニック放送を行う場合にあっては一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うものとする。

2 搬送波を変調する信号は、モノホニック放送を行う場合にあっては音声信号とし、ステレオホニック放送を行う場合にあっては和信号（左側信号と右側信号の和の信号をいう。以下同じ。）、差信号（左側信号と右側信号の差の信号をいう。以下同じ。）及びパイロット信号（ステレオホニック放送の受信の補助のために

伝送する信号をいう。以下同じ。) からなるものであつて別表に示す方程式によるものとする。

(ステレオホニック放送)

第四条 ステレオホニック放送を行う場合にあつては、前条の規定によるほか、次のとおりとする。

一 和信号及び差信号による搬送波の最大位相偏移は (H) $0 \cdot 785$ ラジアンとする。

二 パイロット信号の周波数は二五 Hz、パイロット信号による搬送波の最大位相偏移は (H) $0 \cdot 05$ ラジアンとする。

(地上基幹放送試験局に適用する規定)

第五条 中波放送を行うための地上基幹放送試験局の送信の方式のうちこの規則の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この規則の規定によらないことができる。

(緊急警報信号に適用する規定)

第六条 中波放送により緊急警報信号を送る場合は、緊急警報信号を音声信号とみなし、この省令の音声信号に関する規定を適用する。

伝送する信号をいう。以下同じ。) からなるものであつて別表に示す方程式によるものとする。

(ステレオホニック放送)

第三条 ステレオホニック放送を行う場合にあつては、前条の規定によるほか、次のとおりとする。

一 (同上)

二 パイロット信号の周波数は二五ヘルツ、パイロット信号による搬送波の最大位相偏移は (H) $0 \cdot 05$ ラジアンとする。

(放送試験局に適用する規定)

第四条 中波放送を行う放送試験局の送信の方式のうちこの規則の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この規則の規定によらないことができる。

(緊急警報信号に適用する規定)

第五条 (同上)

別表 (第3条第2項関係)

ステレオホニック放送を行う場合の変調信号の方程式

別表 (第2条第2項関係)

(同上)

$$e = (1+M) \cos(2\pi fct + \theta)$$

$$\theta = \tan^{-1} \frac{S+P \sin 2\pi fpt}{1+M}$$

$$M=L+R$$

$$S=L-R$$

- 注 1 eは、変調された搬送波の電圧とする。
2 fcは、搬送波の周波数とする。
3 fpは、パイロット信号の周波数とする。
4 Mは、和信号のレベルとする。
5 Sは、差信号のレベルとする。
6 Lは、左側信号のレベルとする。
7 Rは、右側信号のレベルとする。
8 Pは、パイロット信号のレベルとする。
9 θ は、搬送波の位相偏移とする。
10 tは、時間とする。
11 M、S、L、R、Pは搬送波電圧で正規化された値とする。

- 注 1 (同上)
2 (同上)
3 (同上)
4 (同上)
5 (同上)
6 (同上)
7 (同上)
8 (同上)
9 (同上)
10 (同上)
11 (同上)